

## 第3章 新興国の台頭と安全保障ガバナンス

山本 吉宣

### はじめに

本稿の目的は、新興国の台頭によって、安全保障のグローバル・ガバナンスがどのように変化するかを体系的に論じようとするものである。その要旨は、次のようなものである。

冷戦後、それまで支配的であった米ソ角逐が終わり、大国間で生存をかけて軍事力で争うという伝統的な安全保障は背後に退いた。国家が問題となるとしても、それはルール違反国家やならず者国家に対するものであった（それと関連して、大量破壊兵器の不拡散も重要なものであった）。国家対国家の安全保障が後退するのとは対照的に、内戦に対する国際社会の関与（平和維持、平和構築）が安全保障上の大きな課題とされた。さらに、今世紀に入ると、国際テロ、海賊などの非国家アクターからの脅威が新たな安全保障の問題となった。さらには、環境、災害なども安全保障問題の一環として取り上げられる。たとえば、2004年のスマトラ沖大地震では20万以上の人が亡くなったが、大災害への対応は、いまでは国際的な安全保障の一環と捉えられている。このように見ると、冷戦後、いわゆる非伝統的な安全保障に関して、広く国際社会が協力して取り組むという安全保障に関するグローバル・ガバナンスが成立し、重要な役割を果たしてきた。

このような状況は、冷戦後、90年代に確立した考え方になり、それ相応のガバナンス・システムが形成されてきたとあってよい。しかし、2000年代、それも後半に顕著になった新興国の台頭は、このような安全保障のグローバル・ガバナンスを変化させる可能性があることを示す。もちろん、新興国の台頭は、開発途上国が経済成長をするのであるから、経済的にも、政治的にも多くのベネフィットが得られよう。たとえば、開発途上国が経済成長すれば、国内の格差が縮小することが通例であり、したがって、一人当たりの所得の向上と格差是正は、開発途上国の国内の安定を促進し、内戦の可能性を低め<sup>1</sup>、またテロの温床になることを防ぐであろう。しかしながら、現在見られる新興国の台頭は、特に巨大な人口を持ついわばメガ新興国（典型的には、中国とインド）の顕著な台頭は、力の分布を大いに変え、世界的にも、地域的にも、（アメリカの単極構造に替わって）、二極なり、多極の構造を作り出し、さらにパワー・トランジションと呼ばれる事象を引き起こし、大国間の葛藤という伝統的な安全保障を再度引き起こす可能性があり、事実その兆候が見て取れるのである。

もちろん、現在でも、冷戦後に生成されてきた非伝統的安全保障についてのグローバル・

ガバナンスも必要であり、また厳然と存在しており、復活した伝統的な安全保障と並存するような形態となっている。そして、それら2つの安全保障システムの相互作用が重要な役割を果たしている。たとえば、新たに現れた伝統的な安全保障（たとえば、米中関係）が、人権・人道に関してのグローバル・システムの障害となったり、あるいは逆に非伝統的な安全保障に関する国際協力が、伝統的な安全保障における緊張や対立を和らげる、などである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第1節においては、安全保障とは何かを検討する。ここでは、伝統的安全保障、非伝統的安全保障、国家の安全保障、人間の安全保障など異なる安全保障が考察される。第2節では、それらの安全保障を確保するためにいかなる安全保障協力の枠組みが可能であるかが検討される。その中で、安全保障のグローバル・ガバナンスの輪郭が示される。以上は、いわば、理論的な準備であるが、第3節で、新興国の台頭がどのような意味を持っているかを、国際システムの変容と新興国の多様性という観点から検討する。そして、第4節において、新興国の台頭が、伝統的安全保障、非伝統的安全保障にどのようなインパクトを与えているかが考察される。第5節で、本論のまとめと日本外交へのインプリケーションが検討される。

## 第1節 安全保障とグローバル・ガバナンス

本節では、この論考の基本的な枠組みである、「グローバル・ガバナンス」と「安全保障」に関して、その内容を明らかにしておこう。

### 1) グローバル・ガバナンスの諸特徴

ガバナンスという概念が地方、国内、国際を問わず広く使い始められたのは、1990年代の前半であった。ガバナンス (governance) という概念は、政府 (government) に対置するものとして提示された面が強い。ガバナンスは、機構とか制度に焦点を当てるのではなく（それらを見捨てるものではないが）、多様なアクターが協力して、多様な方法で、フォーマル、インフォーマルなプロセスをとおして、問題の解決に当たる様式をさす<sup>2</sup>。国際政治においても、冷戦後、グローバル・ガバナンスという概念が使われるようになった。このグローバル・ガバナンスという概念は、人によって意味の異なるところがあるが、国際的な問題を「国際社会」として、強制的な手段ではなく、協力によって解決しようとするものである。ここで、国際的な問題とは、環境とか、開発、人道的な問題など、すべての国、人に影響を与えるような問題群、いわゆるグローバル・イシューと呼ばれるものが主である。国家間の紛争（武力行使）も含まれるが、国際社会は、それを極力回避し（予防）、

必要最低限の武力行使、また最後の手段としての武力行使は許されると（国連の集団安全保障）考えるのが普通である。

## 2) 安全保障

そうすると、安全保障に関しては、国家間の武力行使や内戦は、極力避けるべきであり、自衛を超えた武力の蓄積や使用は、避けるべきであり、また安全保障の概念は、きわめて広いものとなる。たとえば、前者に関しては、国連憲章のルールに従った武力行使の禁止やそれに対する集団安全保障、また戦争の予防などの非強制的な手段が強調されることになる。また、安全保障概念に関しては、国家の主権や安全は、引き続き重要なものであるが（ただ、それを確保する手段やシステムは、伝統的な勢力均衡や抑止ではないシステムが追求される）、人間（people）や地球（環境、the planet）の安全が重要視される<sup>3</sup>。

ここで、まず安全保障概念の拡大について考えてみよう。安全保障を、国家を含む人間の集団および一人ひとりの人間の、基本的な価値を脅かす事象としよう。

国家に関して言えば、主権、独立、国民の生命、財産の維持であり、それを脅かすものが安全保障の問題である。また、一人ひとりの人間の安全保障に関しては、生命や健康、最低限の生活、政治的な自由を脅かされることが安全保障の問題である。では、このような安全を脅かすものは何であろうか。以上のことを図1をもとにして考えてみよう<sup>4</sup>。

図1 安全保障の類型

		安全を脅かす側				
		国家	非国家集団		非人間（自然、災害、疫病、環境、等）	
			国内（反乱軍、テロ、など）	国際（テロ、海賊）		
安全を脅かされる側	国家	A. 伝統的な安全保障	B. 内戦	C. 国民の生命、財産の破壊	D. 国土破壊、大量の人命喪失	国家の安全保障
	個人（人々）	E. 抑圧（自国）、拉致（他国）	F. 人道	G. 殺害、拉致	H. 病気、災害被害	人間の安全保障
		対国家安全保障	国内治安、国内犯罪	国際犯罪	「地球的」安全保障	
				脱国家安全保障		

たとえば、国家に関して言えば、他の国の侵略などの行動によって、国家の独立、領土保全が脅かされたり、国民の生命財産が脅かされることがその例である（図1のA）。これは、伝統的な安全保障と呼ばれるものである。あるいは、国内の反乱軍によって政権が脅かされ、国内が乱れ、国民が塗炭の苦しみを味わうというのも国家の安全保障の一つであろう（B）。

また、国外の国際テロ、海賊、人身売買集団などによって、国家そのものが脅かされ（アル・カイダによるペンタゴン攻撃）、また国民の生命や財産が脅かされるのもその例であろう（C）。これらは脱国家安全保障といえようか。

さらに、国家の安全を脅かすのは、他の国や非国家集団などの意思を持った人間の集団ではないことがある。それは、一般に「自然」とか「生態」と言ってよいものである（D）。たとえば、2004年のスマトラ沖の大地震や2011年の東日本大震災などの自然災害は、国家の安全を脅かすものであり、また国民の生命や財産を守るという国家の義務からみて、

大きな問題である。また、気候変動を含むさまざまな環境問題は、たとえば、国土が水没することなどを考えると、国家そのものの安全保障の問題である。また、このような範疇の安全保障に関しては、感染症（pandemics）なども含まれよう。さらに、意図を持つ人間の集団による脅威と「自然」によってもたらされる脅威の中間に人間が作り出したシステムそのものから引き起こされる脅威も考えられよう。たとえば、グローバル化した金融システムは、もしそれが、大きな混乱に陥れば、国家の安寧に大きなダメージをもたらすとともに、貧困をより悪化させ、人々の経済的な安全を脅かすであろう。そして、これらの問題は、グローバル・イシューと呼ばれるものであり、それは一国による問題解決は不可能であり、グローバルな協力、グローバル・ガバナンス（安全保障という言葉を使えば、地球的安全保障と言えよう）が必然的に求められることになる。

では、人々の安全、という観点から見たらどのようなようになるであろうか。人々の安全は、さまざまな要因によって脅かされる。「人間の安全保障」的な観点からは<sup>5</sup>、人々の安全保障とは、政治的には、人権や言論の自由など政治的な自由が保障されること（抑圧からの自由）であり、経済的には、貧困から逃れること（欠乏からの自由）である。このようなことから言えば、特に国家の責務が国民の生命や財産を守ることであるとすれば、国家の安全保障と人間の安全保障は、重なるところが大きなものである。たとえば、上に挙げた、環境、感染症、自然災害などは、まさに人間の安全保障の問題でもある（H）。また、国際テロ、海賊、人身売買なども直接人間の安全保障に関わるものである（G）。国家の安全保障と人間の安全保障とはゼロサムではなく、むしろ相互に補完的なところがある。ただし、抑圧的な国家は別である。

さらに、内戦は、その犠牲者にとっては、大きな安全保障の問題である。特に、大量の犠牲者の発生は、国際的にも人道的な問題を引き起こす（F）。また、国内においては、国内の人々が、政治的に弾圧され、人権や命が当該の政府に脅かされることもある（E）。これは、当該の国が責任ある政府であれば、起き得ないことである。しかし、一国の国内において、当該国が十分に人々の政治、経済上の安全を満たし得ないとき、国際社会の介入が考えられるのである（国際社会の「保護する責任」）。

以上考察したように、安全保障には、さまざまな類型があり、それらをさらに大枠にして分類してみたい。

#### ①伝統的安全保障と非伝統的安全保障

冷戦後よく使われた分類は、伝統的な安全保障と非伝統的安全保障という区分である。伝統的安全保障とは、国家と国家の武力行使を伴った安全保障である。それも特に大国間の武力を背景にした安全保障である。そして、このタイプの安全保障は、冷戦期に支配的

であった。このように伝統的安全保障を定義すると、非伝統的安全保障は、図1のA以外のすべての安全保障を含むことになる（広義の非伝統的安全保障）。そして、冷戦後は、米ソ対立が終わったということもあり、伝統的な安全保障から非伝統的な安全保障の時代になったと言われた。もちろん、非伝統的な安全保障は、何らかの形で昔から存在したものであるが、冷戦後、伝統的な安全保障に代わって、顕在的なものになったと言えよう。そして、冷戦後でも、異なるタイプの非伝統的安全保障が顕在化したり重要になったりした。たとえば、9.11のあと、国際テロは大きな安全保障の問題となった。

## ②異なる安全保障の分布、原因、相互作用

以上、述べてきた異なる安全保障は、鳥瞰図的に言えば、地理的に異なる分布をしており、また時代的に変化するものであろう。たとえば、伝統的な安全保障は、広く国家間に見られることもあり（たとえば、ヨーロッパの古典的勢力均衡の時代）、少数の大国間の安全保障が支配的な問題である時代もある。たとえば冷戦期がそうであろう。しかし、他の時代には、あるいは地域によっては、それは背後に退き、潜在化することもある。現在の西ヨーロッパや大西洋は、多元的安全保障共同体と言われるように、国家間の武力行使はほとんど考えられないものとなっている。これに対して、時代を超えて、特定の国家間の対立が常に厳しい、*enduring rivalry* と呼ばれる関係も存在する<sup>6</sup>。たとえば、インドーパキスタン、イスラエルーパレスチナ、南北朝鮮などである。そして、国家間の伝統的安全保障において脅威の発生する原因も、領土、イデオロギー、戦略的なバランスの変化などさまざまである<sup>7</sup>。また、内戦、内戦による人道的なダメージ、当該政府による抑圧などは、主として第三世界に見られるものである。内戦の原因もこれもまた貧困、権力闘争、資源、民族紛争、宗教対立など多様である。国際テロや海賊などの脱国家的な安全保障の発生地は、主として第3世界、それも破綻国家と言われる国々である。また、ここで「地球的安全保障」と呼んだ、環境、大災害、感染症なども、その原因やメカニズム（そして対処法）はさまざまである。（図1）

## 第2節 安全保障協力の類型——安全保障のグローバル・ガバナンスとは

### 1) 国家間の脅威、国家間の協力

安全保障の問題の一つは、このような脅威に如何に対処するかということである。脅威の原因を除去したり、脅威を予報したり、予防したり、またもし脅威が発生したときにもどのように対応するか、またあらかじめ脅威が発生したときのダメージを抑えるようなシステムを作っておくとかである。これは、ごく一般的な定式化であるが、個々の脅威に対して、より具体的な対策を考えることが、必要である。それは、脅威が異なれば、異なる対

策となろう。安全保障のグローバル・ガバナンスは、このような安全保障上の脅威に対して、国家、国際組織、NGOなどの多様な主体が、多様な方法で協力していく、ということであろう。ここで、イメージをより明確にするため、それもまずは伝統的な脅威に着目して、国家間の協力の類型を考えてみよう。

国家間での脅威を考えると、もちろんそこでは、各国が個別に脅威に対処するという自助も存在し、それが基底となることが多いかもしれない。しかし、国家は、他の国と協力して、その脅威に対処することが通常である。そして、国家間の協力のあり方は、脅威がどのようなものであるのかによろう。たとえば、ある脅威が発生した場合、それに対して、他の国と協力して、その脅威に対処、対抗しようとするところがある。いわば同盟であり、それは、脅威を外部化する（グループの外部に敵を設定する）ということである。冷戦期の同盟はNATOにせよワルシャワ条約機構にせよ、このような性格の国家間協力であった。しかし、ある明確な脅威が発生した場合でも、脅威を発生させると考えられる国を取り込んで、問題の解決を図ろうとすることがある（脅威の内部化）。たとえば、1975年に創設された全欧安保協力会議（CSCE）、2003年から行われている朝鮮半島の核をめぐる6カ国協議は、脅威の発生もとである北朝鮮を取り込んで、関連諸国がすべて入った枠組みである。

このように、明確な、特定の脅威を想定した国家間協力とともに、潜在的な危機に対応しようとする国家間協力も存在する。たとえば、冷戦後のNATOは、さまざまな危機に対応するような目的を持っており、事実そのような活動をしている。しかしながら、それらの危機は、NATOの域外にあるのが通常である。現在メンバーは28カ国になったとはいえ、限定的である。もちろん、NATOは、外部からのNATO諸国に対する侵略に対しては、武力で対応するという機能（集団的自衛権）を保持している（EUもリスボン条約でWEUを取り込むことによって、集団的自衛権を持つにいたった）。

これに対して、関連する諸国すべてを含んで、それら諸国に発生すると考えられる脅威に対処しようとする国家間協力も存在する。これは、グローバルにも見られ、地域にも見られる。たとえば、地域で言えば、アジア太平洋では、アセアン地域フォーラム、拡大アセアン国防相会議であり、アメリカとロシアを含んだ東アジア・サミットがその例であろう。グローバルに見れば、それは、国連である。国連は、国家間の脅威に関しては、侵略的な武力行使を禁止するという規範を持ち、最終的には、国連安保理の決議をもって、侵略国に対する武力行使を行うという装置を持っている（集団安全保障）。そして、武力行使を予防したり、国家間の利害を調整したりする機能をも持っている。さらに、対処する脅威はあらかじめ特定されているものではなく、また脅威は加盟国から発生するものであり、

その意味で、脅威は内部化されている。このような集団安全保障は、グローバルに国連が持っているだけではなく、地域においても見られる（たとえば、ECOWAS）。

以上の議論をまとめたのが図2である<sup>8</sup>。

図2 国家間の安全保障協力の類型

		脅威の性格		
		固定/明確	不定/不明確	
脅威の所在	外	A. 競争的安全保障 冷戦期の同盟 (ココム)	B. 危機対応型 冷戦後の同盟 有志連合 (MTCR、PSI)	排他的 (exclusive)
	内	C. 共通的安全保障 CSCE 朝鮮半島？ 軍事的信頼醸成	D. 協調的安全保障 国連、ECOWAS（集団安全保障） ARF（信頼醸成） 冷戦後のCSCE（OSCE） ASEAN	包摂的 (inclusive)
		対立（友敵）構造	非対立（友敵）構造	

図2は、あるグループの国（国家間協力）を考えた場合、それが対処しようとする脅威が、①そのグループの外にあるのか、内にあるのか、そして②脅威が明確で特定のものであるのか、不特定で流動的なものであるのか、という2つの基準で国家間の安全保障協力の分類をしたものである。Aは、特定の脅威に対して、それをグループの外において、協力しようとするものである。冷戦期の同盟がその例である。Cは、脅威は明確であるが、それを取り込んで問題の解決を図ろうとするものであり、ここでは、それを共通的安全保障と呼んでおく。Bは、あるグループの国が、主として域外の、あらかじめ特定されない脅威に対処しようとするものである。すでに述べたように、冷戦後のNATOがこれにあたり、またそれぞれの危機に対応するために形成される有志連合もこのカテゴリーに属そう。さらに、あるグループの国が武器の、特に大量破壊兵器の拡散を防ぐために作った制度の



うちいくつかはこのタイプの国家間協力である。たとえば、MTCR とか PSI、核不拡散防止のためのオーストラリア・グループなどである。

D は、関係するすべての国を包摂する安全保障協力の枠組みであり、不特定の起こり得る脅威（国家間であると侵略）に対処しようとするものである。それには、協調的な安全保障から集団安全保障までさまざまな協力形態があり得る。ここで協調的安全保障とは、信頼醸成や安全保障対話を主とするものであり、より進んだ形態としては、予防外交や紛争の平和的な解決が含まれる。集団安全保障は、そのような手段に加えて、侵略国（国際の平和と安全を脅かす国）に対しては、最終的には武力行使を行う装置を持つ。ARF は、協調的安全保障の例であり（集団安全保障ではない）、国連は協調的安全保障の諸手段に加えて集団安全保障の装置を持つものである。また、特定の問題領域に関して、世界のすべての国が包摂され、脅威を低下させたり抑えたりするさまざまな枠組み、たとえば、化学兵器禁止条約や対人地雷禁止レジームもこのカテゴリーの安全保障協力と言えるであろう。

ここで、いくつかのポイントを議論しておこう。

一つには、安全保障のグローバル・ガバナンスという観点から言えば、メンバーシップで包摂的で構造的な友敵関係が存在しない、D の協調的安全保障+集団安全保障が典型的な安全保障におけるグローバル・ガバナンスであると考えられる。しかし、B の危機対応型の同盟や有志連合もそのメンバーシップは限られてはいるが、それらが、もしグローバルにまた地域で、その同盟のメンバーは言うに及ばず、世界の（あるいは地域の）他のすべての国々にプラスの便益をあまねく与えるとすれば（あるいは、そのように認識されれば）、それはグローバルな（あるいは地域の）公共財を供給するものであり、グローバル・ガバナンスの一要素と言えるであろう。また、C の共通の安全保障も、メンバー間の安全保障を共通に供給するものであり、もしそのことが、メンバー以外の国々にプラスの便益をもたらせば、それも公共財を供給していることになり、グローバル・ガバナンスの一端を担うものとなる。したがって、安全保障のグローバル・ガバナンスと言うとき、それは、D 型の枠組みを中心としながらも、B 型やC 型を含んだものと考えられる。

二つには、現実の場において、グローバルにも地域的にも、図2で示されたさまざまな安全保障協力の枠組みが並列的に、また異なるレベルで、相互作用を伴いながら存在していることが指摘されなければならない。たとえば、現在のグローバルな配置状況を見ると、国連があり、また危機対応型の同盟が存在する。さらに、6カ国協議のようなC型の枠組みも存在する。そして、部分的にはあるが、A型の、すでにふれたenduring rivalryと呼ばれる国家間の対立も見られよう。さらに、地域を見ても、たとえば、アジア太平洋を例に挙げれば、安全保障の制度として、グローバルには国連、NPTなどのD型の枠組みがあり、

地域全体を覆うものとして、ARFや拡大ASEAN国防相会議などがあり、さらに6カ国協議などが形成されている。それと同時に、アメリカを中心とする同盟網や中朝同盟が存在する。これらの多層的な国家間安全保障協力の枠組みは、それぞれに相互作用を伴いながら、安全保障の枠組み全体を構成している。これは、安全保障の構造とか、(地域に着目して)地域安全保障アーキテクチャー<sup>9</sup>とか、地域安全保障複合体 (regional security complex)<sup>10</sup>とかと呼ばれている。これをグローバル(あるいは地域)の安全保障ガバナンスという観点から見たとき、図2のD型を純粹型の安全保障のグローバル・ガバナンスとすれば、A~D型が何らかの形で分布している状態は複合的な安全保障のグローバル・ガバナンスと言えるであろう。

三つには、図2においては、脅威の所在は、国家間協力を行うとき、どのようにグループを作っていくかということ(安全保障上の脅威に対する自己組織化)であり、①脅威(を与える国)を外部的化するか、内部に取り込んでいくか、②対立が厳しく構造的であるか否かで類型化された。冷戦期は、対立が厳しくそれは構造的であった(図2の左側)。しかし、冷戦が終焉したということは、厳しい対立構造が終わったということであり、安全保障協力のタイプは図2の右側に移行した。したがって、冷戦後の安全保障の協力形態は、B型とD型となり、グローバル・ガバナンスの側面を強く持つようになった。しかしながら、もし国家間の対立が再び起きた場合には、図2の左側に再び移行することになる。後述べるように、中国の台頭は、安全保障複合体の中で、A型の要素が強まることを意味しよう。

## 2) 非伝統的な安全保障への協力

以上で論じたことは、国家と国家との安全保障関係を念頭に置いたものであり、いわば広い意味での伝統的な安全保障に関するものであった。では、以上述べてきたことを、図1にあらわされる他のさまざまなタイプの安全保障に当てはめた場合はどのようなことになるであろうか。

まず内戦を考えてみよう。冷戦期においては、内戦はかなりの場合、米ソ(東西)の対立や綱引きの文脈で考えられ、勢力圏争いや米ソの安全保障の観点から考えられた。そして、内戦は、一方では、代理戦争として拡大、エスカレートし、他方では内戦が米ソの直接の衝突にならないように慎重にコントロールされていた(冷戦期のPKOの多くはこのような機能を持っていた)。しかし冷戦が終わると、国際社会(主として国連)は、直接内戦と対峙しなければならなかった。そこでは、内戦をいかに予防するか、内戦の拡大をいかに食い止め、終わらせるか。また内戦を終わらせた後、いかに平和構築を行い、平和を確

たるものとするかということが課題となった。また、内戦に由来して多くの人々が殺害されることに対しては、(内政不干涉原則に抗して) 人道的介入が行われるようになった。このような国際社会の内戦に対する関与は、国家だけではなく NGO の活動もあり、図 2 で言えば、D 型の包摂的で、非対立的な (国家間には対立が予定されていない) 安全保障協力である。グローバル・ガバナンス型の安全保障協力である。もちろん、人道的な (武力) 介入を行うとき B 型の協力枠組み (たとえば NATO) も使われるが、通常は D 型の枠組みの中で行われる。

国際テロや海賊等の脱国家的な安全保障に関しては、通常は、国際社会が協力してそれに対抗するさまざまな手段をとる。情報上の協力、マネーロンダリングへの対抗措置等々である。これもまた D 型のグローバル・ガバナンスである。たとえば、ソマリア沖の海賊に対しては、アメリカ、NATO、EU、中国、韓国、日本などが艦船を出して取締りを行っているが、それは国連の安保理決議に基づいたものである。もちろん、国際テロに関しては、9.11 のアル・カーイダの攻撃に対して、アメリカは (個別的) 自衛権を発動してアフガニスタンをいくつかの同盟国と攻撃した。これは、A 型に近いものであるが、国連安保理決議によってアメリカは自衛権を発動する権利があることが示されていた (ただし、イラクは別である)。

大災害、感染症、気候変動などの環境は、それに対処するのに、すでに述べたように、各国がそれぞれ対処すると同時に広く国際的な協力が行われている。たとえば、大災害に関してはつとに国連での取り組みが行われてきたし、また地域でも B 型や D 型の協力が行われている。たとえば、2004 年のスマトラ沖地震の経験から、アメリカは、2006 年から、Pacific Partnership を行っており、それは、海軍 (太平洋軍) が中心となり艦船 (病院船や輸送船) を太平洋の島嶼諸国等に派遣し、疾病治療、学校建設などを行い、その活動には日本やカナダ、フランスなどが参加し、また NGO も参加している (いわば、国家と NGO の有志連合)。ARF も 2009 年から大規模災害に対する実働訓練を行っており、2011 年には 20 カ国以上、NGO を含んで 4000 余名の参加者をもって実働訓練が行われた (これは、D 型)。

以上のように見ると、冷戦後の非伝統的安全保障に関しては、基本的には、D 型の協力が行われており、その意味で、非伝統的な安全保障はグローバル・ガバナンスの枠組みで行われてきたと言ってよい。このことと、すでに述べたように、国家間の安全保障 (広い意味での伝統的な安全保障) も、図 2 の A ではない協力が行われており、グローバル・ガバナンス的な要素が大きいものであった。

### 第3節 新興国の台頭

本節の目的は、新興国とは何か、新興国の台頭は国際システムにどのようなインパクトを与えているのかを考察しようとするものである。

#### 1) 新興国と国際システム——先進国／新興国複合体

新興国の台頭が認識上顕在化したのは冷戦後 10 年余たった今世紀に入ってからであった。ゴールドマン・サックスが BRICs という造語を作ったのは、2001 年であった。新興国の意味するところは、きわめてあいまいであり、その一つの、共通する特徴は、急速な経済成長を長い間遂げている国々と言うことが出来よう。

高度の成長を長い期間続けた国は初めてではない。50 年代から 70 年代初頭までの日本の高度成長は、今から考えると、必ずしも特殊なものではなかった<sup>11</sup>。日本の台頭は、当時においては、人口規模も大きく、国際システムに有意な影響を与えたと言ってよいであろう。60 年代末に日本は、西側第 2 の経済大国になり、それと前後して、64 年には経済協力開発機構 (OECD) に加盟し、75 年には、主要国首脳会議 (サミット) のメンバーとなった。日本は、ときに他国 (アメリカなど) に経済的な脅威と映ったが、基本的には既存の秩序に忠実であった。また、安全保障面でも、軽武装であり、またアメリカとの同盟国であり、実質的に国際社会の脅威となることはなかった。70 年代からは、アジアの四匹の虎 (龍) と言われた韓国、シンガポール、香港、台湾が、長期の成長を続けた。これらの国々は、いまや一人当たりの GDP (PPP) では、日本を抜いているが (韓国を除く)、規模はそれほど大きくなく、国際システムに大きなインパクトを与えることはなかったと言ってよい。

78 年、中国は改革開放に踏み切る。80 年代から 90 年代にかけて、東アジアの国々は次々と離陸し、「東アジアの奇跡」<sup>12</sup>を引き起こす。冷戦後の 90 年代初頭、インドも開放経済に移り、以後、ベトナム、インドネシア、イランなどを含んだ Next Eleven 論などが展開される。このように、新興国の数はふえ、大きな塊となり、国際システムへの影響は大きくなる。それは、国際経済において著しいものがあつた。リーマン・ショック後、G7 に代わって G20 が大きな役割を果たすようになる。

経済的に、先進国と新興国との間には、密なる相互依存関係が存在するようになった。しかし、先進国と新興国との間には、国際経済の秩序／ルール、環境問題などに対する態度、政策に差異があり、また、多くの新興国は、国家主権／内政不干涉規範に敏感である。ここに、先進国と新興国の間には緊張や対立が起きる素地が存在する。すなわち、先進国と新興国は一つのシステムを作っており、そこでは協力と競争 (対立) の二つの要素が並

存することになる。先進国／新興国複合体である<sup>13</sup>。新興国の台頭の安全保障上のインプリケーションを考えると、このような文脈の中で考えなければならない。

## 2) 多様な新興国

しかし、新興国と言っても多様である。これを G20 の参加国の中で明らかにしておこう（もちろん、G20 は先進国を含んでおり、また新興国のすべてを含んでいるわけではない：1 が一番自由で、7 が最も不自由）。G20 諸国の特徴（属性）を示したのが、表 1 である。表 1 には、G20 の 19 の参加国（もう一つは EU）について、政治体制に関して、PR (political right, 政治的自由度)、CL (civil liberty, 市民的自由：1 が一番自由で、7 が最も不自由)、そして TL (PR と CL を足したもの (2 が一番自由、14 が最も不自由)、人口、GDP、GDP 成長率、一人当たり GDP を示している。2010 年の数字である。

表 1 から明らかかなように新興国は多様である。

表1 G20 のデータ (2010年)

	CL	PL	TL	Pop	GDP	Growth	GDP CAP
Argentina	2	2	4	41	0.37	7.5	14700
Brazil	2	2	4	203	2.09	7.5	10800
China	7	6	13	1336	5.878	10.3	7600
India	2	3	5	1189	1.538	10.4	3500
Indonesia	2	3	5	245	0.706	6.1	4200
Japan	1	2	3	126	5.459	3.9	34000
S. Korea	1	2	3	48	1.067	6.1	30000
Saudi Arabia	7	6	13	26	0.443	3.7	24200
Russia	6	5	11	138	1.465	4	15900
Turkey	3	3	6	78	0.741	8.2	12300
S. Africa	2	2	4	49	0.357	2.8	10700
Mexico	3	3	6	113	1.039	5.5	13900
Germany	1	1	2	81	3.316	3.5	35700
France	1	1	2	65	2.583	1.5	33100
Italy	1	3	4	61	2.055	1.3	30500
UK	1	1	2	62	2.247	1.3	34800
US	1	1	2	213	14.66	2.8	47200
Canada	1	1	2	34	1.574	3.1	39400
Australia	1	1	2	21	1.236	2.7	41000

\* PR, CL は Freedom House のデータからとった。TL は筆者計算。

\* 他のデータは、CIA、The World Factbook から。

\* Pop: 人口。単位は 100 万。GDP: 為替レート・ベース。単位 trillion。Growth: GDP の年率成長 (%)、GDP CAP: 一人当たり GDP、単位ドル (PPP)。

一つには、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、トルコ、メキシコなど、一人当たり GDP が 1 万ドルを超え、政治体制もほぼ民主主義をとっている国々がある。いま一つは、中国、サウジアラビア、ロシアなど権威主義的な体制をとっている国も存在する。その中でも、ロシアとサウジアラビアは、比較的所得が高いが、中国は低い。また、中国、インド、インドネシアは、所得が低い。人口規模で言えば、ブラジルやインドネシアのように 2 億人を超える国もあるが、中国とインドは格別である。ただ、中国とインドを比べると、政治体制が著しく異なり、また一人当たり GDP では、インドは著しく低い。もちろん、経

済成長に関しては、デコボコはあるものの、新興国のほうが、先進国よりもよほど高い。その中でも、中国とインドは、年率10%を超える成長を示している。

このように見ると、すべての新興国を調べたわけではないが、新興国は特徴が極めて異なった国々からなるものであり、ひとくくりには出来ないところがある。したがって、国際関係における行動も異なるところがあると思われる。

#### 第4節 安全保障へのインプリケーション

本節では、このような新興国の台頭が安全保障のガバナンスにどのような影響を与えているかを考察しようとするものである。その際、図1に示されたさまざまな脅威と安全保障の内容、そして図2に示されたような国家をはじめとする安全保障の協力、という二つの観点から考察したい。

##### 1) 伝統的安全保障

表1から明らかなことは、新興国の中で中国が際立ってGDPが大きいことであり、さらに新興国の中で最も高い成長率を示していることである。中国は周知のように、2010年にGDPで日本を超え世界第2位の経済大国となり、いまアメリカを急迫している。向こう十数年でアメリカに追いつくと言われる。さらに、中国は、軍事増強、近代化をはかっており、また政治的には権威主義的な体制をとっている。また、軍事力そのものの増大とともに、南シナ海において見られるように、行動も積極化している。中国は、戦略的にアメリカのpeer competitorとなる可能性が高い国であり、また、沿岸部においては、アクセス阻止・領域拒否 (anti-access/area denial、A2/AD) の能力を高め、この地におけるアメリカの軍事的な優越性を脅かしている。アメリカはそれに対して、戦略の重点をアジア太平洋に移し、統合アクセス戦略 (Joint Operational Access Concept)<sup>14</sup>を発出して、対抗しようとしている。このような戦略的な角逐は、中国の経済成長が著しく高く、アメリカが停滞していることで増幅され、今後とも続くと考えられる。そして、この戦略的な角逐は、海、宇宙、サイバーなど主要な分野 (いわゆるグローバル・コモンズ) で行われるであろう。

このように見ると、アジア太平洋において (そして、グローバルにも)、図1で言えば、伝統的な安全保障が復活し、また図2で言えば、競争的な安全保障、均衡、抑止という安全保障の動態が出現しつつあるように見える。しかし、それは、冷戦期に戻るものとは必ずしも言えず、また図2で示された安全保障の類型Aがそのまま当てはまるようなものでもない。たとえば、図2においては、構造的な友敵関係が想定されていたが、現在、そして将来の米中関係は、構造的な友敵関係ではなく、密接な経済的相互依存と安全保障上の

競争がともに存在する複雑なものとなっている（協争的關係——協力と競争の合成語、英語では、*coopetitive* と言う）。そしてそこでは、アメリカ側から見れば、関与とヘッジの両要素を含む政策を展開しなければならないことを意味する。すなわち、均衡とか抑止というものよりも、中国の軍事増強、攻撃的な行動のもたらすリスクをヘッジすることが中心となっている。また、表1でも明らかのように、アメリカと中国では、政治体制が極端に異なり、人権や民主主義をめぐって緊張が生じる可能性もあり、そのことは、米中関係をより複雑なものとする要素となっている。

図2から見て、米中の戦略的な緊張関係は、Bの冷戦後は危機対応型の同盟関係であったものが、A型の相手（脅威）を明確にする対抗型の同盟に移行させる可能性がある。とはいえ、それは冷戦期のNATOやワルシャワ条約機構のようなものではない。現在進行中の動きを見ると、アメリカは、韓国、オーストラリア、日本などのハブ・スポークの同盟網を強化し、いわば、集団的なヘッジングとも呼べる戦略をとろうとしている。そしてその中で、ハブ・スポークの形を同盟関係のないスポークの間でも強め、面としての関係を作り出そうとしているように見える。さらに、正式の同盟関係のないベトナム、シンガポール、さらにはインドなどにも安全保障上の協力関係を広げている。そこで見られるものは、新興国を含んで、安全保障協力の広い網を作ろうとしていることである。

もちろんこのような動きは、一直線に進むものではない。国によって異なるが、すべての国が対中ヘッジングに積極的というわけではない。たとえば、韓国は、対北朝鮮では、アメリカや日本と密接な協力関係を作ろうとするが、中国に対しては、むしろ良好な関係を構築しようとしている（連米和中）。また、インドも一直線には対中ヘッジングには与しないであろう。さらに、ASEANのいくつかの国は、アメリカの対中ヘッジングに対しては、たとえばそれが、中国の対抗措置を招きかねないとして懸念を示そう。

では、図2のCとDという包摂的な安全保障の枠組みはどのようになるであろうか。アジア太平洋においては、すでに触れたように、朝鮮半島の核問題をめぐって、6カ国協議があり（C型）、またARF、拡大アセアン国防相会議、そしてロシア、アメリカに拡大された東アジア・サミットが存在する（D型）。米中の協争的關係ということから言えば、これらの安全保障の枠組みは、米中の双方を包含するものであり、多角的な文脈の中で、各国がそれぞれの安全保障上の（そして経済上の）利益を達成しようとして、各制度の中で、また制度を組み合わせ、対外関係を展開する（制度的リアリズム）<sup>15</sup>。そして、このような大きな文脈の中で、米中の協争的關係がコントロールされることになる。たとえば、中国の軍事行動に対して、それに懸念を持ち反発する国々は、制度の中で、また制度を組み合わせ、中国に外交的な圧力をかけることに協力するであろう（制度的バランスング）。



以上明らかなことは、冷戦後、背後に退いていた大国間の緊張が、再び大きな問題となっているということである。それは、新興国の台頭、すなわち、中国の台頭がもたらしたものである。しかしながら、そこでは、冷戦期のような構造的な友敵関係ではなく、経済的な相互依存関係と安全保障上の競争が合わせ現れる。そして、同盟を再度、潜在的な相手に対するものとする契機となるが、それはもろに力の均衡とか抑止ではなく、集団的なヘッジングとでも呼べるものである。さらに、その中で、冷戦後今まで作られてきた包摂的な安全保障の枠組みが大きな役割を果たすものとなっている。ただ、ここで問題となるのは、一つは、対中集団ヘッジングが、中国によって対中包囲網と認識され、中国の強い反発を招くという安全保障のジレンマが起きる可能性があるということである。二つには、中国の台頭によって図2のA型の安全保障が復活することは、D型（あるいは、C型）の安全保障の有効性を低下させるのではないかという可能性である（A型とD型は一方が増大すれば、他方が低下するというゼロサム的なものかどうかということである）。このどちらも避けることが今後の大問題である。これには、中国とアメリカを初めとする他の国々の間で、自己の利益、相手の利益を正確に把握し、その上で、相互調整をするという過程を踏むことが基本となろう。

また、米中の協争的な関係を見ると、それは中国という政治体制の違うメガ新興国の台頭に由来するものであり、新興国の台頭一般に由来するものではない。アジア太平洋を見ても、さまざまな新興国があり、米中の協争的な関係に複雑に絡み合っている。より一般的に新興国と国際的な安全保障との関係を考えてみても、たとえば、ブラジルのように特に安全保障上の問題を引き起こしていない国々も多い（ほとんどである）。ただ、将来を見通すと、新興諸国が経済的に余裕が出てくると、武器などの拡散が広がる可能性も存在する。また、将来はインドも巨大化し、国際システムは多極的なものになっていくであろう。

## 2) 非伝統的安全保障

次に内戦とか内戦に由来する人道的な問題、国際テロや海賊などの脱国家安全保障、さらに大災害や環境という地球的安全保障に関して、新興国の台頭はどのようなインプリケーションを持っているのであろうか。ここでは、ごく一般的なインプリケーションを考えてみたい。それもそれらの安全保障の原因と対処する場合のプラスの面とマイナスの面に関して考察してみたい。

まず、内戦に関してであるが、新興国の台頭とその塊の広がり、内戦が起きる可能性のある国の数を減ずることで、プラスの効果をもたらすであろう。まず、新興国そのものに関して言えば、内部にまだ貧困が存在し格差も大きなところもあるが、成長率が高い

と経済格差が是正されていくというのが一般に見られることであり<sup>16</sup>、また成長により富の配分も可能になり、政治的な安定が高くなるであろう。

また、より根源的なことは、新興国にまだなっていない開発途上国であるが、内戦はそのような開発途上国に多く起こり、時に破綻国家となり、ますます開発がとどこおる。そして、国際テロとか海賊の温床になる<sup>17</sup>。これらの開発途上国は、先進国と成長著しい新興国の外にある。それらの国と、先進国／新興国複合体の間には大きなギャップが存在する。新興国の台頭とその塊の拡大は、そのようなギャップを埋めることができる可能性を示唆している<sup>18</sup>。図3は、表1から、一人当たりGDPと経済成長率の関係を示したものである。

図3 経済発展の程度（一人当たりGDP）と経済成長率

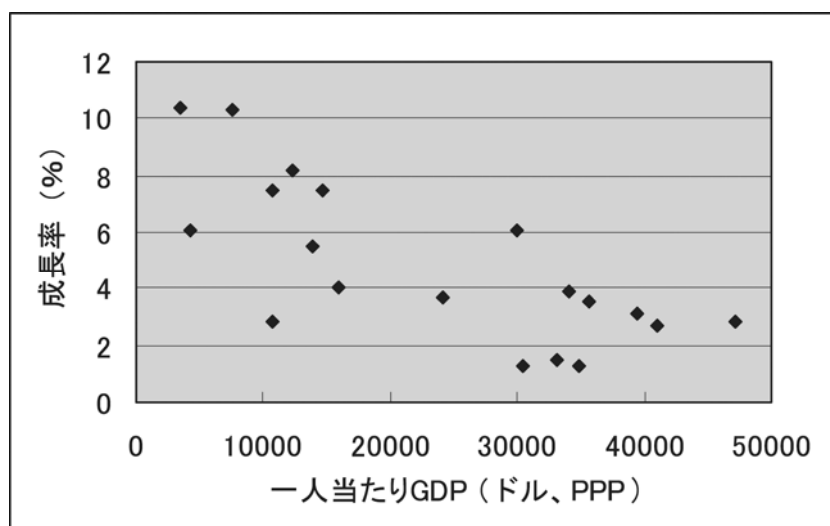


図3から見られることは、一人当たりGDPが低ければ低いほど経済成長が高い、ということである（相関係数は0.70で、統計的に有意である。ただし、これは、2010年1年だけのクロス・セクションのデータであることに注意したい）。もちろん、図3（表1）で取り上げられているのは、先進国と代表的な新興国のみであり、（新興国でない）開発途上国は入っていない。しかし、もし、それらの国が、成長軌道に乗れば、単に（国家間の）経済格差の是正だけではなく、国内の政治的な安定に大きな貢献が見られるであろう。事実、ここ何年かサブ・サハラのアフリカ諸国の経済成長は、平均的に高いものである<sup>19</sup>。そして、その原因は中国、インドを含む、海外からの投資によるものであり、まさにこれらの国々がグローバル化の波の中に入ったことを示唆するのかもしれない。コアの貧困国は少なくなっているのかもしれない。ギャップは埋まりつつあるのかもしれない。も

もちろん、図3に示された事象は、中国やインドが引き続き巨大化し、国際システムを大いに変容させる可能性を示すものではあるが。

ただ、問題は、新興国の中で、権威主義的な体制をとっている国々があり、そこでは、人権や言論の自由などが侵される可能性があり、図1の人間の安全保障の問題は残るであろう。またそのことは、開発途上国で権威主義的な体制をとっている国に関しても同じであろう。たとえば、中国が権威主義的な体制から大きく転換して、人権や言論の自由を認めるような体制になることは、今のところ考えられない。しかしながら、このことも、きわめて大雑把に言えば、一人当たりのGDPが低い国が急速に成長し、経済発展の度合いが高くなれば、政治的な自由化が起きる、というきわめて一般的な傾向を捨て去ることもできないであろう。図4は、再び表1のデータを使い、一人当たりGDPと政治体制との関係を示したものである。

図4 経済的發展と政治体制

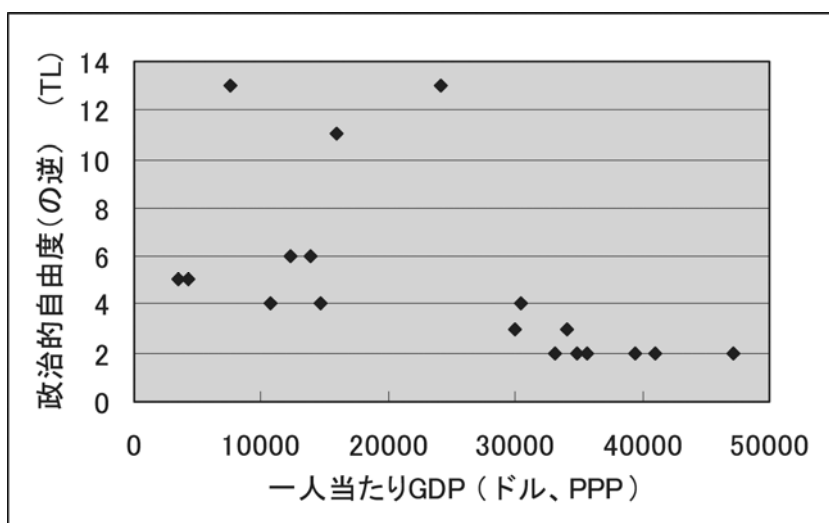


図4では、大きなバラツキはあるが、基本的な傾向として、経済発展の度合いが高まれば、政治的に自由な体制が形成されていく、ということが見られる（相関係数0.50、統計的に有意）<sup>20</sup>。ただし、図4の左上のほうに、3つの国（左から、中国、ロシア、サウジアラビア）が位置し、それらの国は経済が発展しても必ずしも政治的には自由化しない、という傾向を示している。また、図3と合わせて考えると、一人当たりGDPが2万ドルあたりの国が（所得中位国）、それ以降も経済成長を続け、先進国レベルの3万ドルを超える一人当たり所得を達成し、政治的にも自由化していくことが出来るかどうか、大きな課題である。もし、いわゆる「中位国のわな」<sup>21</sup>に陥ってしまうと、経済成長→経済発展→

→政治的自由化、という経路は止まってしまうのである。

以上から、相対的に言って、新興国の台頭は、内戦、脱国家的安全保障の観点から見れば、おおむねプラスの影響を与えると考えられる。また、内戦や国際テロや海賊に対して、新興国と先進国は協力することが多いであろう。もちろん、新興国は、一般に国家主権や内政不干渉という伝統的な国際規範を持ち、国連を通しての人道的な介入については、先進民主主義国とは異なる態度・政策を採り、国際的な協力にブレーキをかけることも見られるかもしれない。ただ、新興国の中で、民主主義的な政治体制をとる国々とは、協力関係を築くことができるのかもしれない。

また、新興国、それも大規模な新興国の急速な経済成長は、資源をめぐる競争を激しくし、国家間の対立の一つの要因となるかもしれないし、また気候変動などの環境問題にマイナスの影響をもたらすかもしれない。しかし、環境に関する協力も、新興国はそれに徐々に参加してくる傾向にあり、また大災害での国際協力にも積極的に関わっている。広い意味での非伝統的な安全保障に関して言えば、包摂的な枠組みで協力するというグローバル・ガバナンスの枠組みが引き続きとられており、今後も若干のブレはありながらも、発展していくものと考えられる。

## 第5節 まとめと日本外交への示唆

新興国の台頭は、グローバルな安全保障システムに大きな影響を与えつつある。特に、大国間の角逐という伝統的な安全保障を復活させる可能性があるし、その兆候も見えている。すなわち、米中関係である。米中関係は、一方で中国の軍事力の増強と南シナ海などでの活発な活動、それに対するアメリカのアジア太平洋への戦略的重点の移動などでグローバルな安全保障の焦点となっている。しかし、米中関係は経済的に密接な相互依存関係にあり、安全保障上の競争と経済的な協力という複雑な様相を示している。また、中国の行動に懸念をもっている国は、安全保障協力を強化しており、アメリカとその同盟国からなるハブ・スポーク・システムは、スポークの間の協力を強め、中国に対する集団ヘッジングを強めている。とはいえ、冷戦後営々として作られてきたアジア太平洋全体を覆い、アメリカと中国両方を含む包摂的な制度（ARF、拡大 ASEAN 国防相会議、東アジア・サミット）も、米中の利害調整に大きな役割を果たしている。

ただ、米中関係は、新興国の台頭の一つの結果であり、また先進国／新興国複合体の特徴である経済的な相互依存関係と政治・安全保障上の競争という特徴を共有しているとはいえ、ある意味で特殊なものであると言える。それは、中国が巨大な新興国であり、権威主義的な政治体制をとっていることによる。新興国は多様であり、政治体制として民主主

義的な体制をとっている国もあり、それほど規模の大きくない国々も存在し、安全保障上大きな問題とならない国も多い。

内戦、人間の安全保障、国際テロ、海賊などの非伝統的な安全保障に関しては、新興国の台頭は、大きな方向では、開発途上国の経済成長の可能性を示し、高度の成長を続ける新興国の塊が大きくなっていることから、貧困と格差から起きる内戦の可能性が全体的に低くなり、また破綻国家に陥らず、またそれから脱する機会を広げていると考えられる。さらに、内戦に対するPKO、国際テロや海賊、さらには、大規模災害などの脱国家的な安全保障に関する国際協力に関しては、新興国は、国際社会の一員として協力の輪の中にある。そして、このようなグローバルな安全保障に関する新興国を含んだ協力は、先進国／新興国複合体の一つの接着剤として大きな役割を果たしている。

もちろん、新興国は、その多くが国家主権／内政不干渉規範に敏感であり、人道的な介入には慎重なところがあるだろう。そしてそれは、人道や人権の保護・促進という観点からはマイナスの効果を持つと映ることもあろう。また、新興国の急速な発展は資源の制約をもたらし、また環境を悪化させる。そして、それは国際的な緊張や対立をもたらす可能性のあるものである。このことは、それ自身グローバル・イシューであり、グローバル・ガバナンスの構築と強化が求められるのである。

このように新興国の台頭は、われわれが望ましいと考えること（それは、良好な安全保障関係、人道、環境など複数のものがある）に、プラスの影響を与えることもあり、マイナスの影響を与えることもある。また、国家間に協力のベースを与えるとともに、対立の要素をもかもし出す、きわめて複雑なものである。

以上のことを踏まえて、日本の外交へのインプリケーションを考えると、次のことが挙げられよう。

新興国の台頭の安全保障へのインプリケーションを考えると、日本は、まず中国との関わりで、伝統的な安全保障が復活しつつあることを認識する必要があるだろう。しかし、それは協争的なものであり、(特に経済面での)協力が主であり、安全保障面では、中国の攻撃的な行動のリスクを回避するためのヘッジングが主であることを銘記すべきである。そして、そのことを前提に同盟国アメリカとの協力を深め、また韓国、オーストラリアなどとの協力を拡大していくべきであろう。

新興国は多様であり、中国の台頭に由来する安全保障上の問題は、新興国一般の問題ではなく、中国に特殊なものと言ってよい。したがって、日本は、他の新興国と協力を進め、国際社会の同じ一員として、内戦の予防や、平和維持、平和構築で協力するべきであるし、また国際テロや海賊などの脱国家的な安全保障でも協力を進めるべきであろう。

また、先進国／新興国複合体の外にある国々に対しては、他の先進国、そして新興国とともに、貧困の撲滅やインフラ整備などそれらの国々をなるべく早く成長の軌道に乗せるような政策を展開すべきであろう。それは、国際的な安全保障に大いに貢献すると考えられる。

新興国は環境問題や人道的介入に慎重であると考えられるが、それらの問題に関しては、他の先進国と、また賛同する民主主義体制をとる新興国と協力しつつ、粘り強く問題解決を図るべきであろう。

—注—

- 1 代表的な論考としては、James D. Fearon and David D. Laitin, "Ethnicity, Insurgency, and Civil War," *American Political Science Review* 97, 1 (March 2003), pp.75-90.
- 2 たとえば、山本吉宣「安全保障——グローバル・ガバナンスの境界領域」渡邊昭夫、土山實男（編）『グローバル・ガバナンス』（東京大学出版会、2001年）第9章。
- 3 この辺、Our Global Neighborhood. Report of the Commission on Global Governance (Published by Oxford University Press, 1995)。
- 4 この図については、山本吉宣「アジア太平洋の安全保障の構図」、山本吉宣（編）『アジア太平洋の安全保障とアメリカ』（彩流社、2005年）第1章。
- 5 人間の安全保障に関しては、たとえば、福島安紀子『人間の安全保障』（千倉書房、2010年）。
- 6 Paul F. Diehl, *The Dynamics of Enduring Rivalries* (Urbana: University of Illinois Press, 1998).
- 7 Kalevi Holsti, *Peace and War : Armed Conflicts and International Order, 1648-1989* (Cambridge : Cambridge University Press, 1991).
- 8 この図の原型は、山本吉宣「協調的安全保障の可能性——基礎的な考察」『国際問題』425号（1995年8月）、2-20頁。
- 9 神保謙（編著）、『アジア太平洋の安全保障アーキテクチャ：地域安全保障の三層構造』（日本評論社、2011年）。William T. Tow and Brendan Taylor "What is Asian security architecture?" *Review of International Studies*, 36:1 (2010).
- 10 Barry Buzan and Ole Wæver., *Regions and Powers : the Structure of International Security* (Cambridge : Cambridge University Press, 2003).
- 11 マイケル・スペンス、『マルチスピード化する世界の中で——途上国の躍進とグローバル経済の大転換』（早川書房、2011年）。
- 12 世界銀行著；白鳥正喜監訳『東アジアの奇跡：経済成長と政府の役割』海外経済協力基金開発問題研究会訳（東洋経済新報社、1994年）。
- 13 先進国／新興国複合体については、山本他『日本の大戦略』（PHP研究所、2012年）第5章。
- 14 Department of Defense, *Joint Operational Access Concept*, January 2012.
- 15 制度的リアリズム、またすぐ後で出てくる制度的バランスングについては、Kai He, *Institutional Balancing* (London: Routledge, 2008).
- 16 前掲『東アジアの奇跡：経済成長と政府の役割』。澤田康幸「世界経済再構築下における開発と援助」岩田一政、浦田秀次郎（編）『新興国からの挑戦』（日本経済新聞社、2011年）第4章。
- 17 たとえば、P.コリアー『最底辺の10億人』（日経BP社、2008年）。
- 18 このようなギャップが国際テロや内戦という国際安全保障上の大きな要因であるということについては、Thomas P.M. Barnett., *The Pentagon's New Map : War and Peace in the Twenty-first Century* (New York : G.P. Putnam's Sons, 2004)
- 19 たとえば、澤田、前掲論文。
- 20 これは、大昔にはやった政治発展論の系譜に属する事象である。Seymour Martin Lipset, *Political Man* (London : Mercury Books, 1963).
- 21 スペンス、前掲書。